

昨年（2016年）予備試験合格者による

口述試験ガイダンス60分

論文試験から口述試験に向けて

中央大学法学部法律学科 4年 小牧 俊

1 口述試験の採点方法

○刑事及び民事の2科目から出題される。

○63点から56点以下の範囲内で採点がなされ、全体の平均点が60点となるように採点を行う。

○具体的な採点の運用方法は、法務省によると

(1) 60点とする割合をおおむね半数程度とし、残る半数程度に61点以上又は59点以下とすることを目安とする。

(2) 61, 62点又は58, 59点ばかりでなく、63点又は57点以下についても積極的に考慮する。

と記載されている。

○合格のために必要な点は、119点以上であり、民事と刑事で59点と60点あれば足りる。そうすると、採点の運用から、60点以上が、全体の4分の3をしめ、59点以下が4分の1を占めることになるから、2科目のいずれかで、口述受験生の平均程度でできれば、他方がよほどいい出来にならない限り、合格することができる。

2 当日の進行

○法務省浦安総合センターが両日の会場となり、午前組と午後組に分かれて行う。

どちらの組かは、口述の通知が来て初めてわかる。

○体育館に規定の時間に全員が集まって、集まったら、順番に名前を呼ばれて、試験を行う別棟の部屋に移動される。移動先にも椅子があり、そこで番号を呼ばれたら、試験が始まることになる。

○ドアをノック→部屋の中からベルがチーンと鳴る→入る→少し入って「失礼します」と言い一礼して椅子の横につく→「〇室〇番です。宜しくお願います。」と言う。→試験官に、「お掛けください」と言われたら、席に座る→開始

○問題はこれで以上です。→椅子から立つ→隣に立って一礼して、「ありがとうございます」と言う→ドア付近でもう一回振り返り、一礼し、「失礼します」と言う→試験終了

3 論文試験から口述まで

9月まで

○合格していいような予感がある方は、とる選択科目によっては、8月から導入を開始しておく。(特に、倒産法、知的財産法)

参考 『破産法・民事再生法第3版(伊藤)』

『条解破産法』・『条解民事再生法』

問題集 『ロースクール倒産法』・『倒産法演習ノート』・『ロースクール演習倒産法』

○要件事実の復習、民事系及び刑事系の勉強

○余裕があれば、司法試験の起案も開始する

9月から

○口述の試験対策をゆっくり始めていく。

○一番参考になるのは、旧司法試験時代の過去問。まずは、これを一通り自分の口でしゃべれるかどうか確認しておく。

○口述刑事では、実体法上の論点と刑事手続きが広く聞かれます。手続きは、去年かなり細かいところまで聞かれましたので、しっかりと刑訴の択一を復習しておく。

補助図書 『刑事第一審公判手続の概要(法曹会)』

→ここに書いてある手続きは、すべて熟知しておく必要がある。

『ブランクテイス刑事裁判(法曹会)』

→公判前でどのように具体的にやり取りがなされているかわからない人向け

○口述民事は、要件事実がガッツリ聞かれます。去年、かなり難しいところまで聞かれた組もあったため、完璧に理解しておく必要がある。

補助図書 『完全講義 民事裁判実務の基礎<上巻・下巻>(大島)』

→上巻に書いてある要件事実は完璧に覚える

→去年からは、主要事実を認定するためにどういう証拠が必要かという問題が出題されたため、事実認定も知っている必要があるので、下巻も読んでほしいかと思われま

※注意

○平成23～25年の年にあったような、細かい条文を聞くような問題は、現在は出ていません。そのため、細かい条文まで逐一覚えるような勉強は絶対に行わないようにしておきましょう。要件事実で使う条文は当然、条文番号と要件を覚えておく必要があります。

○本番は、尋常でないほど緊張してろれつが回らなくなるので、口に出しながら勉強したほうが良いと思います。

○口述模試は、場慣れをしておくためにも、予備校最低2社は受けておきましょう。

以上